

公立病院改革プランの概要

団体名		公立陶生病院組合						
プランの名称		公立陶生病院改革プラン						
策定期日		平成 21年 3月 25日						
対象期間		平成 21年度 ~ 平成 23年度						
病院の現状	病院名	公立陶生病院						
	所在地	瀬戸市西追分町160番地						
	病床数	716床						
	診療科目	内科、精神科、神経科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科						
公立病院として今後果たすべき役割 (注)詳細は別紙添付		別紙4-1参照						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		別紙4-2参照						
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	類似規模黒字病院平均値	備考
	経常収支比率	97.8	100.1	100.5	102.3	103.8	102.2	
	損益(千円)	△ 348,546	16,676	78,326	334,754	523,682	316,394	
	職員給与費比率	51.2	49.1	49.0	47.9	48.0	47.2	
	人的委託費を含む給与比率(注)	56.0	54.0	53.8	52.5	52.5	—	
	病床利用率(全床)(%)	89.2	83.8	87.3	90.1	90.1	87.3	
	病床利用率(一般)(%)	90.9	84.8	88.6	91.6	91.6	89.2	
	入院一日平均患者数(人)	639	600	625	645	645	562	
	入院診療単価(円)	42,567	45,500	47,000	47,000	49,520	43,931	
	平均在院日数(一般)(日)	14.2	14.2	13.2	13.2	13.2	15.3	
	外来一日平均患者数(人)	1,579	1,700	1,600	1,650	1,650	1,387	
	外来診療単価(円)	12,540	12,900	13,500	13,650	13,650	11,319	
(注) ①人的委託費とは事務的・労務的職務を代替する委託費 ②類似規模黒字病院平均値は平成18年度地方公営企業年鑑による数値								
上記目標数値設定の考え方		一日平均入院患者数は、看護師不足により平成20年度570人(2病棟休床)、平成21年度は625人(1病棟休床)、平成22年度以降は全床稼動し645人を目標とします。入院診療単価は、平成21年度および22年度にはDPC導入等による診療の効率化で47,000円を目標とします。平成23年度には7対1看護基準の実施、地域医療援病院の承認等を見込み、49,520円を目標とします。一日平均外来患者数については、平成22年度以降は、外来化学療法の増加等で1,650人を目標とします。診療単価については、平成22年度以降は、外来化学療法の増加等で13,650円を目標とします。 医師数は現状の人員を確保し、看護師数は平成23年度までに7:1看護基準数の達成を目標とします。						

						団体名 (病院名)	公立陶生病院組合 (公立陶生病院)			
公立病院としての医療機能に係る数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考			
看護師等の推移と目標(人)		498	474	485	530	580				
医師数の推移と目標(人)		151	162	161以上	161以上	161以上				
逆紹介率の推移と目標(%)		35.3	36.5	40.0	45.0	50.0				
紹介率の推移と目標(%)		33.2	35.0	45.0	60.0	60.0				
研修医の受入数(人)		32	33	34	34	34				
経営効率化に係る計画	民間的経営手法の導入		特にありません。							
	事業規模・形態の見直し		現在のところ計画はありません。							
	経費削減・抑制対策	項目		概要		年度	効果額			
		ア	退職不補充による正職員の削減(医療職を除く職種)	事務職、労務職の退職補充については、再任用職員、臨時職員にて対応します。		平成21年度～23年度	3年間合計約26,026千円			
		イ	材料費等の削減	ジェネリック薬品の導入、診療材料の見直しにより材料費の3%削減を目指します。		平成22年度～23年度	年額約140,000千円(薬品費77,000千円、材料費63,000千円)			
		ウ	地域手当の削減	医師以外の職種については、平成22年度以降、現行10%から6%支給に改めます。		平成22年度～23年度	年額約100,000千円			
	収入増加・確保対策	ア	広告事業の継続	本院ホームページ・給与袋・医療費会計領収書に広告を掲載します。		平成21年度～23年度	毎年約1,800千円			
		イ	7対1看護基準の導入	平成23年度から、7対1看護基準の導入を目指す。(看護師確保分で平成22年度133,225千円、平成23年度441,007千円の給与費増)		平成23年度	平成23年度は約500,000千円(1人1日2,100円)			
		ウ	地域医療支援病院の承認	病診連携の強化を図り、平成23年度承認を目指します。		平成23年度	年額約100,000千円(1人1人420円)			
		エ	外来化学療法の拡充	平成21年度に外来化学療法室のベッドを15床増床します。		平成22年度～23年度	年額約60,000千円(1日1人150円)			
	その他									
各年度の收支計画		別紙4-3参照								
その他の特記事項	病床利用率の状況(一般)		17年度	95.8%	18年度	95.5%	19年度	90.9%		
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等		病床数については、DPC導入に伴い入院日数が短縮され病床利用率の低下が予想されるため、病床利用率の状況を見据えて見直しを行う。また、施設については、耐震性の整備および耐用年数の経過等を考慮して、増改築計画を策定する。 なお、病床数および施設の増改築については、今後、3年間において検討する。							

		団体名 (病院名) 公立陶生病院組合 (公立陶生病院)
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当該医療圏で唯一の自治体病院であり、また圏域を超えて広域の第二次救急医療を担う基幹病院でもあります。圏内には大学付属病院が2施設ありますが、医師の養成機関並びに第三次救急医療機関であり、当院と同様の機能を有する病院ではない点からも現行の今までの存続を考えています。
再編・ネットワーク化に係る計画	都道府県医療計画等における今後の方向性	
再編・ネットワーク化に係る計画	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	本院は、本組合の構成市町である瀬戸市、尾張旭市、長久手町のほか豊明市、日進市および愛知郡東郷町の4市2町で構成される尾張東部医療圏に属し、当該圏域内でも唯一の公立病院として主に圏域北部で急性期医療を担う中核病院としての機能を果たしています。当該医療圏内には藤田保健衛生大学病院と愛知医科大学病院がありますが、それぞれ南部と中部に離れて立地しており、さらに緊急性の高い救急医療体制が確保されていることから圏域内での再編・ネットワーク化を図る必要性は認められません。ただし、役割分担と連携による地域完結型の医療の提供は引き続き推進していく必要があります。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input checked="" type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
経営形態見直しに係る計画	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	本院は、瀬戸市、尾張旭市および長久手町の2市1町で構成される一部事務組合立の病院で、地方公営企業の全部を適用していませんが、多くの権限を委譲されている副管理者が常勤しており、また、独自の議会を有することで公営企業としての情勢の変化に能動的に対応できる体制があること等、一般の市民病院とは異なった特色を持っています。現在、看護師不足の影響で入院機能を一部制限しており、経営的には厳しい状況となっていますが、資金不足比率等の各種経営指標からみても経営基盤に特に問題もなく、現在の経営形態を変更する特段の理由はみあたりません。引き続き構成市町の長を管理者とする現行の公設公営の経営形態の下で公立病院としての役割を果たしていくこととします。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	現在検討中であります。
点検・評価・公表等	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	現在検討中であります。
	その他特記事項	

1. 収支計画(収益の収支)

(単位:百万円、%)

年 度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分	年 度						
収	1. 医業収益 a	16,063	15,655	16,143	16,753	17,376	18,026
	(1) 料金収入	15,273	14,802	15,297	15,952	16,541	17,189
	(2) その他の	790	853	846	801	835	837
	うち他会計負担金	222	248	263	217	251	253
入	2. 医業外収益	735	819	758	703	667	663
	(1) 他会計負担金・補助金	529	547	525	484	443	435
	(2) 国(県)補助金	39	47	50	50	50	50
	(3) その他の	167	225	183	169	174	178
	経常収益(A)	16,798	16,474	16,901	17,456	18,043	18,689
支	1. 医業費用 b	16,009	16,039	16,155	16,653	16,821	17,159
	(1) 職員給与費 c	8,032	8,013	7,926	8,202	8,317	8,653
	(2) 材料費	4,606	4,482	4,499	4,669	4,702	4,717
	(3) 経費	2,366	2,527	2,716	2,747	2,756	2,743
	(4) 減価償却費	927	944	933	954	964	963
	(5) その他の	78	73	81	81	82	83
出	2. 医業外費用	757	798	729	725	821	845
	(1) 支払利息	331	305	195	164	153	145
	(2) その他の	426	493	534	561	668	700
	経常費用(B)	16,766	16,837	16,884	17,378	17,642	18,004
	経常損益(A)-(B) (C)	32	-363	17	78	401	685
特別損益	1. 特別利益(D)	0	14	0	0	357	0
	2. 特別損失(E)	0	0	0	0	423	161
	特別損益(D)-(E) (F)	0	14	0	0	-66	-161
	純損益 (C)+(F)	32	-349	17	78	335	524
	累積欠損金(G)	913	1,262	1,245	1,167	832	308
不良債務	流動資産(ア)	6,886	5,953	5,861	5,957	6,973	7746
	流動負債(イ)	1,879	1,206	804	804	804	804
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0
	差引[(イ)-(エ)]-[(ア)-(ウ)](オ)	-5,007	-4,747	-5,057	-5,153	-6,169	-6,942
	単年度資金不足額(※)	-18	260	-310	-96	-1,016	-773
	経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	100.2	97.8	100.1	100.4	102.3	103.8
	不良債務比率 $\frac{(I)}{a} \times 100$	-31.2	-30.3	-31.3	-30.8	-35.5	-38.5
	医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	100.3	97.6	99.9	100.6	103.3	105.1
	職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	50.0	51.2	49.1	49.0	47.9	48.0
	地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)	-	-	-	-	-	-
	地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	-	-	-	-	-	-
	病床利用 rate	92.5	90.9	83.8	87.3	90.1	90.1

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=(「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=(「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	公立陶生病院組合(公立陶生病院)
--------------	------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年 度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分							
収	1. 企 業 債	200	1,925	200	200	350	200
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 負 担 金	547	502	509	596	603	610
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0
	7. そ の 他	0	0	86	25	49	73
入	収 入 計 (a)	747	2,427	795	821	1,002	883
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0
	純計(a)−{(b)+(c)} (A)	747	2,427	795	821	1,002	883
支 出	1. 建 設 改 良 費	1,025	914	683	1,001	826	951
	2. 企 業 債 償 還 金	730	2,401	828	838	848	859
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	17	66	72	72	72
	支 出 計 (B)	1,755	3,332	1,577	1,911	1,746	1,882
差 引 不 足 額 (B)−(A) (C)		1,008	905	782	1,090	744	999
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,006	903	780	1,088	742	997
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0				
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0				
	4. そ の 他	2	2	2	2	2	2
	計 (D)	1,008	905	782	1,090	744	999
補てん財源不足額 (C)−(D) (E)		0	0	0	0	0	0
当 年 度 同 意 等 債 で 未 借 入 又 は 未 発 行 の 額 (F)		0	0	0	0	0	0
実 質 財 源 不 足 額 (E)−(F)		0	0	0	0	0	0

1. 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。

2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	(750,710)	(795,318)	(787,997)	(700,952)	(694,230)	(688,497)
資 本 的 収 支	(546,699)	(502,224)	(509,412)	(596,457)	(603,179)	(610,412)
合 計	(1,297,409)	(1,297,542)	(1,297,409)	(1,297,409)	(1,297,409)	(1,298,909)

(注)

1 ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。

2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

別紙4-1

公立病院として本院の果たす役割

急性期医療を担う尾張東部医療圏唯一の公立病院として、本院は、次に掲げる政策的な医療、採算性の面から民間医療機関では困難な医療および地域医療計画で位置付けられた 4 疾病 5 事業に係る医療を提供し、また、将来の地域医療を支える人材の育成を図る等、安全安心の地域医療を確保するために必要な役割を果たします。

救急医療

当該医療圏唯一の第二次救急医療機関として、24 時間 365 日対応の救急医療を提供します。

がん医療

地域がん診療連携拠点病院として、病院全体で手術、抗がん剤投与、放射線治療の組み合わせや緩和医療を含む専門的ながん診療を提供するとともに医療機関の医師相互の症例相談、診断依頼への対応等連携による地域のがん医療を推進します。また収集した総合的ながん情報や治療内容、臨床研究の成果等を地域に発信するとともに地域住民に対する相談支援体制を充実します。

周産期医療・小児医療

新生児集中治療室（N I C U）を備える地域周産期母子医療センターとして、妊娠婦および新生児の特性に応じた医療を提供するとともにハイリスク症例の母体搬送、緊急手術に 24 時間体制で対応します。また、幅広い小児疾患に適切に対応するために、頻度の高い疾患分野の専門性を高め、的確な標準治療を進めます。

循環器疾患および糖尿病医療

当該医療圏の医療計画の中で位置付けられた、脳卒中については急性期対応病院、急性心筋梗塞については連携機能を有する緊急対応病院ならびに糖尿病については専門治療および教育を担う病院として、分担と連携による的確な医療を提供します。

災害時における医療等

災害時には、重症患者の受入れ、医療救護班の派遣、地域医療機関への応急用医療資材の貸出し等の医療救護活動を中心的に行うとともに施設の耐震化を進め、災害拠点病院（地域災害医療センター）の指定を目指します。

感染症医療

当該医療圏唯一の結核病床と感染症病床を維持し、感染症に対する的確な医療を提供します。

高度・先進医療
地域の民間医療機関にない最新の医療機器や医療技術による高度かつ先進的な医療を提供し、地域の医療水準の向上に努めます。
地域医療の支援
地域の医療機関との連携と機能分担により、地域完結型の医療を実現するために、紹介患者を中心とした医療を進め、地域医療支援病院の承認を目指します。
医療従事者等の育成
<p>ア 臨床研修指定病院として医師の研修や人材確保に努めるとともに、看護師、薬剤師等の養成学校の指定実習病院として、医療従事者の育成に努めます。また、救急隊員に臨床実習等の指導を行い、救急救命士の育成を支援します。</p> <p>イ 地域のキャリア教育への講師の派遣、中・高生の体験学習の場の提供等を通して次世代の医療に関わる人材の育成に取り組みます。</p>
地域住民の健康保持への取り組み
地域住民の健康意識の向上や疾病予防知識の普及向上を図るため、市民フォーラム、健康まつり等への参画や公開医療講座の開催を定期的に実施します。

別紙2

本院が果たす役割に対して構成市町が負担する経費

公立病院として本院が地域で果たす役割に対して、本組合を構成する市町が負担する経費の範囲と算定基準は次のとおりです。

項目	算定基準
【収 益 的 収 入】	
1 企業債償還利息に要する経費	企業債償還利息の 2 分の 1 (平成 14 年度までに着手した事業に係る企業債償還利息の 3 分の 2) に相当する額
2 結核病棟の運営に要する経費	地方財政計画公営企業繰出金割高経費(以下「割高経費」という。)に基づく 1 床当りの経費に結核医療に係る病床数 44 を乗じて得た額のうち必要額
3 リハビリテーション医療に要する経費	割高経費に基づく患者 1 人当りの経費にリハビリテーション医療に係る患者数を乗じて得た額のうち必要額
4 周産期医療に要する経費	割高経費に基づく 1 床当りの経費に周産期医療に係る病床数 6 を乗じて得た額のうち必要額
5 小児医療に要する経費	割高経費に基づく 1 床当りの経費に小児医療に係る病床数 41 を乗じて得た額のうち必要額
6 院内保育所の運営に要する経費(H19 年度~)	病院内保育所の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入および補助金をもって充てることができないと認められる額(限度額 10,000 千円)
7 救急医療の確保に要する経費	医師等の待機および空床の確保等救急医療の確保に必要な経費から病院群輪番制病院運営費市町負担金を除いた額のうち必要額
8 高度医療に要する経費(利息)	30,000 千円以上の医療機器購入に係る企業債償還利息の 3 分の 1 額
9 集中治療室等運営費	割高経費に基づく 1 床当りの経費に集中治療室の病床数 8 を乗じて得た額のうち必要額
10 医療機器リース分	医療機器リース料のうち必要額
11 経営基盤強化対策に要する経費	
ア 医師および看護師等の研究研修に要する経費	医師および看護師等の研究研修に要する経費のうち必要額(経費限度額 20,000 千円)
イ 病院事業の経営研修に要する経費	病院事業の経営研修に要する経費のうち必要額(経費限度額 500 千円)
ウ 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費	共済追加費用の負担額

12 財政再建等	
ア 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担額（前前年度における経常収支の不足する額を限度とする。）
イ 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	地方公営企業職員に係る児童手当の額
【資 本 的 収 入】	
13 建設改良に要する経費	建設改良費の 2 分の 1 額のうち必要額（建設改良費の限度額 100,000 千円）
14 企業債償還元金に要する経費	企業債償還元金の 2 分の 1 (平成 14 年度までに着手した事業に係る企業債償還元金の 3 分の 2) に相当する額
15 高度医療に要する経費（元金）	30,000 千円以上の医療機器購入に係る企業債償還元金の 3 分の 1 額
16 施設設備整備費	建設改良費のうち企業債対象外事業分の 2 分の 1 額のうち必要額